

国税庁確定申告サイトオープン
確定申告をサポートするお役立ちサイトです。さあ、あなたも今すぐアクセス。
www.nta.go.jp



確定申告 3月15日(火)まで 3月31日(木)まで

国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」が開設されました

所得税、個人事業者の消費税、贈与税、それぞれの確定申告のところをご覧ください。

また、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーに、新たなコーナーが開設されます。

- ①消費税の申告書作成コーナーを開設予定。
- ②青色申告決算書・白色収支内訳書作成コーナーを追加。

所得税の確定申告書作成コーナーに加え、決算書や収支内訳書、消費税の申告書を作成することができます。

このコーナーで作成した申告書は、郵送などにより提出することができますので、是非ともご利用ください。

- ◆期間 2月3日(木)～10日(木) (土日は除く)
 - ◆時間 午前9時30分～午後4時
 - ◆電話番号 ☎225-0315
- 税理士別相談日程表は、税理士会館、税務署に用意してあります。

申告書の提出前に もう一度チェックを!

ご自分で記入された確定申告書は、提出前に次のポイントを確認して下さい。

- 1 給与所得の計算**
2か所以上から給与収入がある場合には、収入を合算し、所得金額を計算していますか。
- 2 医療費控除**
支払った医療費の合計額をそのまま「医療費控除」の額として記入すると、誤りになります。
- 3 老年者**
合計所得金額が1,000万円を超える方は控除を受けることができません。
- 4 配偶者特別控除**
配偶者の所得金額が38万円以下の場合の配偶者特別控除は廃止となっておりますので、ご注意ください。
また、合計所得金額が1,000万円を超える方は控除を受けることができません。

- 5 基礎控除**
38万円を控除していますか。
- 6 定率減税額**
再差引き所得税額の20% (最高25万円) が控除されますが、記載漏れはありませんか。



平成16年分の確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ3月15日(火)です。最寄りの金融機関または税務署で納税を済ませてください。

また、振替納税を利用されている方は、確実に振替納付ができるように、指定された預貯金口座の残高を確認しておいてください。

平成16年分所得税確定申告分の振替日は、平成17年4月19日(火)です。

振替納税は、預貯金残高を確認しておくだけで、金融機関や税務署に向かなくても、振替

納税は期限内に振替納税制度のご利用を

日に指定された預貯金口座から自動的に納税されますから、うっかり納税を忘れてしまうこともなくなり、大変便利です。で、振替納税のご利用をお勧めします。

是非ともご利用ください。

税理士による 還付申告無料相談

2月8日(火)から10日(木)までの3日間、税理士事務所、次のような少額の還付申告相談や申告書の作成を無料で行います。

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡の上、お出かけ下さい。

①年金を受けている人。
②給与所得で、医療費控除を受けようとする人。

◆問い合わせは特設電話へ
関東信越税理士会新潟支部特設電話

確定申告は自分で書いて郵送などでお早めに

平成16年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、
2月16日(水)から3月15日(火)までです。

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、税法に従って自ら自分の所得と税額を正しく計算して申告し、納税するという申告納税制度を採用しています。

申告書を書くときは、「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。「所得税の確定申告の手引き」に示されている説明に従って記入していくと、所得や税額の計算が簡単にできるようになっています。

申告期限間近になりますと、申告会場は大変混雑しますので、申告書は、「所得税の確定申告の手引き」や「国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自分で作成し、お早めに郵送などで提出されますようお願いいたします。

◆あて先・問い合わせ 新潟税務署 ☎229-2151 〒951-8685 新潟市営所通二番町692-5

確定申告の相談及び申告書の受付は「新潟商工会議所中央会館」で行います

◆開設期間について

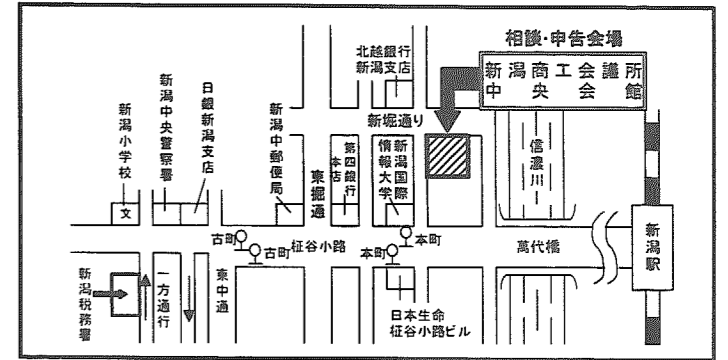
2月1日(火)～3月15日(火)
土・日曜日及び祝日は開設していませんが、2月20日・27日の両日に限り、日曜日も開設します。

なお、2月20日・27日は、新潟税務署は閉庁しておりますので、ご注意ください。

◆相談受付時間について

午前9時～11時 午後1時～4時

相談の受付終了時刻は、当日の混雑具合により変更させていただくことがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



申告相談会場が、新潟商工会議所中央会館(新潟市上大川前通7番町1243番地)に変わります。

駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

税理士による無料税務相談会場も開設しております。

日本生命荻谷小路ビルでは開設していませんので、ご注意ください。

申告相談会場・税務署での主な申告業務

期間・会場および主な業務内容	2月1日(火)～2月15日(火)		2月16日(水)～3月15日(火)	
	申告相談会場	新潟税務署	申告相談会場	新潟税務署
申告用紙の配付	○	○	○	○
申告書(作成済)の受付	○	○	○	○
所得税の還付申告の相談	○		○	
所得税の申告(還付申告を除く)の相談			○	
個人事業者の消費税の申告相談	○		○	
贈与税の申告相談	○		○	
納税と納付の相談		○		○
納税証明書の発行		○		○
確定申告に係る電話での問い合わせと相談		○		○